慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	韓国初期憲法思想と社会民主主義
Sub Title	Korean constitutional thought in the initial stage and social democracy
Author	國分, 典子(Kokubun, Noriko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.5 (2005. 5) ,p.215- 241
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050528-0215

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

韓国初期憲法思想と社会民主主義

國分典子

一　はじめに
二　大韓民国臨時政府と三均主義
三　三均主義思想の内容
　1　伝統思想との結合
　2　社会民主主義と民族主義
四　趙素昂の経歴と思想的背景
五　三均主義の思想的特徴
六　おわりに

一　はじめに

韓国は、戦後、日本の植民地支配から脱して一九四八年に憲法を制定し、以後、度重なる政治変動のなかで、九度に亙る改正を経て、第六共和国憲法といわれる今日の憲法体制を構築してきた。戦後の韓国の歴史は、政治的には民主化の歴史といっても過言ではないであろう。独裁的な政権が長く続いた韓国で、実質的に「民主化」

が達成されたのは、一九八七年の第六共和国憲法体制からであると、一般に理解されている。但し、建国当初以来、「民主主義」[1]は憲法前文に常に掲げられ、戦後の韓国憲法史上の第一命題であり続けた。戦後韓国の民主主義理念の基礎になったのは、どのような考え方であったのか。

韓国の民主主義を特徴づける一つの重要な要素に、その社会民主主義的性格がある。戦後の制憲過程で、それを端的に示すのは、第一共和国憲法草案を起草した憲法学者兪鎭午の制憲国会における以下のような説明である。

「この憲法の基本精神は政治的民主主義と経済的社会的民主主義との調和を図ろうとすることにあると申すことができます。もう一度申し上げるならば、フランス革命や米国の独立時代から民主主義の根源となってきたすべての人の自由と平等と権利を大切にし、尊重すると同時に、経済の均等を実現しようとすることが、この憲法の基本精神であるということができます。ゆえにわれわれはすべての人の自由と平等を基本原理としつつ、この自由と平等が国家全体の利害と矛盾する段階に達するならば、国家権力によってこれを調和する、そのような国家体制を考えてみたのでございます」[2]。

こうした理念に基づいて、憲法条文には、経済条項と呼ばれる一連の条項が導入された。第一共和国憲法は、「第六章　経済」の八四条で、「大韓民国の経済秩序は、すべての国民に生活の基本的需要を充足できるようにさせる社会正義の実現と均衡ある国民経済の発展を期することを基本とする。各人の経済上の自由はこの限界内で保障される」と規定している。経済条項は、すでに戦後の米軍政下における南朝鮮過渡立法議院の「朝鮮臨時約憲」（一九四七年八月六日）でも、「第二章　国民の権利義務」のなかで「均等権」、「計画経済」といった表現を用いて制憲憲法以上に社会主義的要素を伴って描かれていた。[3]これらの条項は、戦後の韓国憲法の変遷のなかで形を変えつつも受け継がれて、今日に至っている。

兪鎭午の前述の説明には、ドイツ法に関心をもっていたかれ個人の社会国家観も強く反映していると思われる。

しかし、こうした見方の生まれる背景には、植民地時代の独立運動以来の伏線がある。ここでは、独立運動時代に形成された思想に焦点を当てて、韓国における社会民主主義的国家観の背景を考えてみたい。

二　大韓民国臨時政府と三均主義

朝鮮半島において日本の植民地政策が採った武断統治、同化政策は、かえって、民族主義的結束を呼び起こすこととなり、一九一九年には初めての大規模な独立運動としていわゆる三・一独立運動が起こった。こののち、民族運動の発展は大韓民国臨時政府樹立に結実し、[4] 一九一九年九月一一日には大韓民国臨時政府憲法が制定された。これは朝鮮・韓国の歴史上、近代立憲主義的憲法体制を有する初めての憲法であり、今日の憲法前文が臨時政府の「法統」の継承を謳っていることから、戦後の憲法原理にも重要な影響を与えていると考えられるものである。

ところで、この臨時政府の憲法精神に大きな思想的影響を与えたといわれているのが、三均主義と呼ばれる思想である。三均主義とは、端的にいえば、三つの分野の三種類の平等を謳った思想である。つまり、個人間・民族間・国家間の完全な均等と権力・富力・智力（政治・経済・教育）の平等を基本原則とし、これが完全に実現された状態が「世界一家の理想世界」であるとするものであった。

臨時政府憲法に先立って上海の臨時政府は、一九一九年四月一一日に「大韓民国最初の基本法的性格をもつ」とされ、臨時政府憲法のもとにもなったと考えられる大韓民国臨時憲章を宣布していた。[5] 臨時憲章では、第一条で「民主共和制」が明記され、皇帝の治める「帝国」から共和国家へという国家体制の転換が明確にされた。またその第二条では、臨時議政院の決議に基づいて臨時政府が統治すると定められ、合議体の立法機関としての議

政院が設けられたが、これは当時、上海以外に存在した他の臨時政府の国家構想とも異なる民主的特徴を示すものであった。[6] この「臨時議政院」の名称を考え、またこの憲章を起草したのが、議員の一人で、三均主義思想を構築して臨時政府のイデオローグ的役割を果たした趙素昂（一八八七―一九五八？）である。憲章と同時に出された臨時政府の政綱では、第一番目に「民族平等　国家平等　及び人類平等の大義を宣伝すること」と書かれ、三均主義の原型となる思想が示されている。[7]

三均主義の思想は、この趙素昂によって、独立運動の流れのなかで徐々に整備され、体系化されてゆくのであるが、臨時政府が国際社会のなかでその活動をより現実的な路線に変更したといわれる四〇年代初頭、一九四一年に出された「大韓民国建国綱領」では、「わが国の建国精神は三均制度に歴史的根拠をお」くと明示され、建国の基礎に据えられるに至っている。「大韓民国建国綱領」は、先に述べた兪鎭午が第一共和国憲法草案作成にあたって、参照したものの一つでもあった。[8]

三　三均主義思想の内容

1　伝統思想との結合

ここで三均主義の思想について、その概要をみておくことにする。

一九一〇年代に、趙素昂はかれの結成した韓国独立党の党義を発表した。党義の内容は、

（1）　われらは五千年独立自主してきた国家を異族日本に奪われ

（2）　今、政治の蹂躙と経済の破滅と文化の抹殺の下で死滅に直面し

（3）　民族的に自存を得ることができず、世界的に共栄を図る由がないので

（4）　ここに本党は革命的手段をもって
（5）　仇敵日本のすべての侵奪勢力を撲滅し
（6）　国土と主権を完全に回復（＝光復）し[9]
（7）　政治・経済・教育の均等を基礎とする新民主国を建設して
（8）　内には国民各個の均等生活を確保し外には族と族・国と国の平等を実現し
（9）　ひいては世界一家の進路へ向かうものである

というものであった。[10]

この説明のなかで、趙素昂は**図表**（次頁参照）を用いて、その内容を説明している。[11]

図の上方には、「復国」、「建国」、「治国」の三つが並んでいるが、趙素昂の説明によれば、これは「国家を回復（＝光復）した後に」、「各国の各種事業を建設し」、「国家の維持発展に必要な科学的施設として永遠の集団生命を継続長成するようにする」という三段階を示すものである。但し、時間的な三段階を示すのみでなく、一定の形式を表わすものであるとして、「復国」は「独立国の形式を内容としたもの」、「建国」は「民主政府即ち新民主制度の形式を述べたもの」、「治国」は「自由社会の最高級形態を内包したもの」と捉えられている。

中央にある「政治」、「経済」、「教育」は、「党義中の核心問題」であるが故に中央に書かれているのであって、「権・富・智の三権は人類の中心問題」であると説明されている。これらについては、「相当水準」から「最高水準」へ、そしてさらに「最均最平水準」にまで高められるよう、「均権・均富・均智の終極究竟を目標として突進」することが求められている。

その下にある「個人」、「民族」、「国際」の三つは、「党義執行者の主体」であり、同時に「党義適用の対象」となるものである。ここでは個人が党員として党義の「主体」ないし「対象」として考えられるのみならず、集

三均主義に関する趙素昂の図表

外 円 図 凡 解

時	相	故	相	空	相
A＝春分，卯，少，白成期	善，行，善，行，弱，復，息，成，少陽	東	左離
B＝夏至，午，壮，物生期	美，果，妄，幾，昧，建，盈，住，老陽	南	上乾
C＝秋分，酉，老，人生期	悪，行，悪，行，乱，治，消，壊，少陰	西	右坎
D＝冬至，子，幼，無生期	真，幾，醜，界，亡，救 盈，空，老陰	北	下坤
‖	‖	‖	‖	‖	‖
(年)	(月)	(人)	(宇宙)	人情律	物理律	平方	立体

党 義 根 源

党義図説　内方図

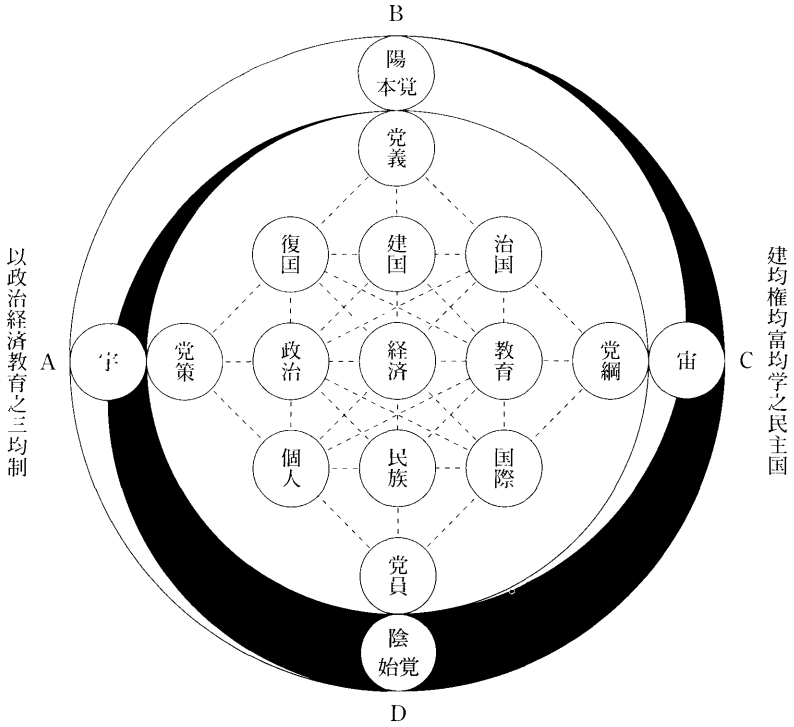

団としての党全体、ひいては民族自体、国自体が同じく「主体」、「対象」になるものとされ、「適用対象が発展拡大されるに従い」、他国にまで広がるべきものと考えられている。このそれぞれのレベルで必要とされるのは、「均等」である。個人においては、「個人対個人の均生問題、即ち、精神上物質上の生活水準の均等」、民族については、「民族対民族の自決権」、国家については、「国家対国家の平等権」、即ち「国際法上決定したいわゆる独立権・対内主権行使の自由権・生存権・自己保存権・自衛権・平等権・尊厳権・国際交通権・公使権・対外保護国民権等々」が「人類社会の必修過程として残存」しており、その実行が要求されると説明されている。

以上、「復国」・「建国」・「治国」、「政治」・「経済」・「教育」、「個人」・「民族」・「国際」の三種三態様の九つの要素は図上に示されているように、相互に結びついている。例えば、「政治」・「経済」・「教育」の平等は、「復国」・「建国」・「治国」のそれぞれのレベルで要求されるものであり、また「個人」・「民族」・「国際」のそれぞれの平等に緊密な関係をもってもいる。これら九つの要素のなかで注目すべきは、「経済」が中心におかれていることである。趙素昂はこれを「経済問題は一切の中心であり、一切の源泉であるからである」と説明している。曰く、「個人を出発点とし、均等に生産・分配・消費等の権利を賦与し、民族を中心点とし、高度の科学的方法をもって生産を増加し、国民全体の総富力を増加すると同時に応能応分に消費を均等にし、国際的に資源の互用、技術の合作、資本の輸出入等の交互関係を前提とし、国際全体に相応じた調和および協調を促進するのである。故に人・族・国の三方面の経済相および本質を発揮し、古代の陋習・独富主義・強盗主義の侵略および被侵掠を防ぎ、自力発展によって合理的な生産・消費・分配を前提として、経済政策の基本原則を革命的に実行しようとするのである。そのようになっていない経済は教育を通じて解決されるのであり、生活問題としても実施問題としても工業化、科学化の問題、農村工業化等々の教育を要求する第一理由となるものである」。

以上の九つの要素は、円で囲まれ、ひとつの宇宙観の中に取り込まれている。「韓国独立党党義研究方法」の

説明では、九つの要素の相互関係についての説明の後に、「6．幾・行・果」、「7．真・善・美」、「8．哲学的基礎」の章が立てられているが、章のタイトルがあるのみで説明は残されていない。

円の左右に書かれた空間的世界を表わす「宇」と時間的世界を表わす「宙」、上下に書かれた「陽」と「陰」の四つの組み合わせは、伝統的な「太陰」、「太陽」、「少陰」、「少陽」に代わる新しい太極図を描いたものであった。[12] さらに「本覚」、「始覚」の概念は仏教思想を理気説に取り込んだものであり、この図において、陰陽の両儀を示す部分、すなわち、黒い部分は陽から陰を経て再び陽へと戻り、白い部分は陰から陽を経て陰へと戻って、仏教的理解を組み込んだ「宇宙循環論的」[13] な立場が示されている。一方、図の上に書かれた表には、先にみた円形の図中のＡＢＣＤについての「時相」、「空相」、「故相」の三相による説明がみられる。「時相」とは「時間的契機により転変する」ものであり、「空相」とは「空間的移動によって変わる」もの、「故相」とは「論理的な推理によって展開される」ものとされ、その内容が「人情律」と「物理律」に分けて提示されている。

李仁哉は、その「党義図説　外円内方図　解題」[14] のなかで、周濂溪の「太極図説」に照らしつつ、趙素昂の図の意味を分析している。それによれば、最も外側にある四角を成す「党員」、「党綱」、「党策」、「党義」が四象であり、その内側にある二つの四角のそれぞれの頂点、即ち「復国」、「治国」、「国際」、「個人」および「政治」、「建国」、「教育」、「民族」は八卦である。李仁哉はそれぞれについて、「四象」は「太陽・少陽・太陰・少陰として太極から分化した陰陽両儀と当来する八卦の間に位置して分化の目的」を示すにすぎないとし、八卦については、「万象を包括した含蓄性と放漫を集約した統制力を完全無欠に具備して運用の妙を證得するならば、予知と予定が可能な神秘の符号である」として、「繫辭上傳」中の「易有太極　是生両儀　両儀生四像　四象生八卦　八卦定吉凶　吉凶生大業」を引いて、それぞれの位置関係からその意味を読み解こうとしている。[15] さらに、最も内側の四角を形作る「民族」、「政治」、「建国」、「教育」およびその中心に位置する「経済」は水・火・木・金・

土の形質と属性をもつ五行を意味すると捉えられている。

この図の示すように、趙素昂がめざしたのは、単なる政治的綱領の構築ではなく、ひとつの世界観の提示であった。ここに示された図の根幹にあるのは、仏教等、他の東洋思想が融合しながら再構成された周易の世界観である。しかし他方で、党義自体は、「革命的手段」をもって帝国主義支配を打破して「主権」を回復し、「民主国」を定立しようという近代的な政治観に則ったものであった。

2　社会民主主義と民族主義

三均主義の具体的内容については、三均主義の「体系表」として、**別表1**、2[16]のような図が別途、作られている。これによれば、国内における三均主義の具体化は、別表2の「狭義」の三均主義、即ち「人と人の平等」に関するものとして示される。政治・経済・教育の均等のうち、経済・教育に関しては、「土地国有」、「大生産機関国有」、「国費的義務教育」等が挙げられているが、これらは「大韓民国建国綱領」、さらには戦後の制憲過程にも現れた内容であった。こうした国家のあり方について、前記の「党義」中の「新民主国を建設し」という文言の説明において、趙素昂は以下のように述べている。

「過去のある時代には、君主専制政治を必要としたこともあったかもしれない。しかし、二〇世紀五〇年代である今日になると、そのような旧制度はなんら必要ないものである。一七・八世紀から欧米では民権運動が台頭し、革命の血を流したことが数多い。そして、それらが成功したときには、民主共和国、即ちデモクラシーの国家を建設した。それならば、現在われわれの理想中にある民主国家は一七・八世紀に欧米で建立されたそのデモクラシー国家であるのか。それも違う。当時それらの成功に起因して建立されたデモクラシーは上昇期資本主義を基礎としたものであった。そして現下、労使間の極度の葛藤と矛盾を内包した制度を産出しているものである。それでは、われわれはどのような制度を

建設するか。本党党義に明々白々に規定したところ、政治・経済・教育の均等を基礎とした新民主国、即ち『ニューデモクラシー』の国家を建設しようとするものである。ここに新民主というのは、民衆を愚弄する『資本主義デモクラシー』でもなく、無産者独裁を標榜する社会主義デモクラシーでもない。もはや言うまでもなく、汎韓民族を地盤とし、汎韓国国民を単位とした全民的デモクラシーである[17]」。

ここでは「全民的」ということばで特定階級の利益のみに資するのではない平等な民主主義として、社会民主主義的理念が表明されるとともに、「汎韓民族」ということばで民族主義的色彩が附与されている。すでに「党義」においても民族の自存に言及されていたが、「党義解釈」中においても、政治の平等については、階級の政治的不均等が「異族の侵奪」を可能にしたこと[18]、経済の平等に関しては「生産の国家社会的指導および計画調整と分配の民族的合理性」が必要であること[19]、教育の均等では「国民の教育はその国民の精神を強固にすると同時にその国民の生活技能を高め、その国民自身をして生活能力を持たしめ得ると同時に国家の一切の能力を科学化させ得る」こと、また「異族に抹殺された文化を再び建設する[20]」ことに触れられ、これらの平等が民族主義的観点から重要であることが強調されている。社会民主主義的思想に関しては、趙素昂がヨーロッパ滞在中にイギリス労働党のフェビアン社会主義の影響を受けたのではないかとの指摘があるが[21]、民族主義的観点はこの問題を民族的闘争の観点から捉えるという視角を与えるという点で、ヨーロッパの社会民主主義とは異なる性格づけを附与したのであった。

四　趙素昂の経歴と思想的背景

趙素昂のこうした思想的特徴の背景には、どのような影響があったのか。

趙素昂は、李王朝の正三品通政大夫で漢学者でもあった祖父、趙性龍から四書三経等の中国の古典を学び、一六歳で当時儒教教育機関の最高峰であった成均館に入学して伝統的な教育を受けた人物であった。成均館在学中の一九〇四年に皇室留学生として日本に渡り、東京府立第一中学校（現都立日比谷高等学校）に入り、のちに明治大学法科で学んで一九一二年まで東京に滞在した。[22] その間、乙巳保護条約（第二次日韓協約）の締結等を経験して排日救国運動に目覚め、「大韓興学会」という在日留学生組織を統合する団体を組織している。[23] 明治大学卒業後、韓国に戻り教職に就いたが、一九一三年に中国に亡命、一八年までは上海で同済社活動と博達学院を通じて啓蒙的な教育に携わった。三・一独立運動後は、上海で結成された大韓民国上海臨時政府の設立に関わり、その後、大韓民国臨時政府の外務部長として二六年まで活躍した。臨時政府のできた一九一九年に、「大韓独立宣言書」を起草し、[24] その後、先述の大韓民国臨時憲章を起草しているが、自身の回顧によるとこの頃が三均主義の「胚胎期」であった。[25] しかしその後、一九二〇年代後半になると、臨時政府内は分裂し、民族運動は停滞する。そうした中、一九二九年に、趙素昂は「韓国独立党」を組織し、その政綱として前掲の党義において体系化された三均主義思想を示したのであった。[26]

こうした経過を経て三均主義は、前述のように、一九四一年一一月二五日に臨時政府が出した「大韓民国建国綱領」で臨時政府の基本精神たることが表明されたのであった。[27]

以上のような趙素昂の経歴は、三均主義につながるかれの思想的系譜を物語っている。それは儒教と中国思想の影響である。かれが留学した時期は、日本が朝鮮半島への力を強め、韓国人留学生たちが反日意識を強めた時期であった。留学生たちは日本にいながら、次第に日本よりも中国の政治思想に関心を抱くようになってゆく。[28]

日本留学時代に留学生団体の発行した雑誌に発表した趙素昂の論稿では、人類平等を強く謳って三均主義に至るかれの思想の端緒がみられるが、その際に康有為の名前が引用されている。一九〇七年の「信教論」では、孔

子の教えの「進歩主義」的性格を「清国碩学康有為」の論ずるところとして紹介している。[29]『大韓興学報』のなかでも、康有為の活動を称え、[30]また将来的には民権思想が中国に広まるであろうと述べている。[31]

康有為は変法自強運動の指導者であり、運動に失敗して日本に亡命した人物であった。趙素昂は日本でかれの思想に触れたのだと思われる。孔子を神のように捉え、孔子の思想からすべてを引き出し、近代思想と連結しようとする康有為の見方には強引だとの批判もあるが、同じく儒教教育から入った趙素昂にとっては受け入れやすいものであったのかもしれない。

康有為の解釈は、公羊学の系譜に属するものと考えられる。[32]一八九八年の著作『孔子改制考』で、康有為は、『春秋公羊伝』を「据乱」から「升平」へ、「升平」から「太平」へと移る三代改制の歴史観として捉えた。それは孔子の名を借りて、部族国家対立の専制政治→立憲君主制の小康世界→共和政の大同世界という形で君主制から民主制への改革を正当化し、自由・平等・博愛が「聖人の道」の本旨であることを論証しようとするものであった。[33]この考え方は日本留学当時の趙素昂の論に受け継がれている。さらに、一九〇一～二年頃に完成したといわれている康有為の『大同書』のなかでは『孔子改制考』の公羊三世説に則って大同世界に至る道が示されているが、そこに示された、①世界に入って衆苦を観る、②国界を去って大地を合す、③級界を去って民族を平らにす、④種界を去って人類を同じくす、⑤形界を去って独立を保つ、⑥家界を去って天民となる、⑦産界を去って生業を公にす、⑧乱界を去って太平を治む、⑨類界を去って衆生を愛す、⑩苦界を去って極楽に至る、という内容は、[34]先の別表に示された三均主義の内容にかなり重なっている。趙素昂は、その「韓国独立党　党義解釈」のなかで、「自我の独立生存を第一に主張し、第二に他人の独立生存を尊重し、…各民族の水準が一斉になるならば、ようやく世界一家の最高理念が最後的に完成されるものである」[35]と述べ、狭義の三均主義としての人と人との平等から、民族と民族の平等、国と国の平等に進んで、「世界一家」の理想に至るという考え方を示している

が、こうした世界観は大同思想の示す大同世界への過程と近似したものであった。

同様に、当時の趙素昂に影響を与えたと思われるのが孫文の思想である。趙素昂は一九〇四年に日本に留学する際に、ドイツで参事官をしていた兄から『孫文伝』を送られており、それが孫文との出会いだったと考えられている。孫文は、一九〇五年に東京で「民族・民権・民主」の三大主義を初めて公表した。また次年には、のちに「三民主義と中国の前途」というタイトルで知られるようになる三民主義の内容を具体的に説明した講演を行っている。[36] 清の民主化の動きや清からの留学生の活動に関心を抱いていた趙素昂はこうした孫文の活動を知りやすい状況にいたと思われる。さらに趙素昂は、明治大学に在学中、一九〇九年から、戴季陶と交際している。国民党要人であった戴季陶はかれらとともに新亜同済社を結成したほか、韓国人たちの独立運動をその後、長く支援したのであったが、民生哲学の立場から三民主義の再解釈に努力した人物としても知られている。[37] こうした状況を通じて、三民主義は趙素昂の思想形成に重要な役割を果したと考えられるのである。

三民主義の三均主義への影響については、すでに数多く指摘されているところである。[38] 孫文は、「三民主義」についての演説の中で、「三民主義」とは「救国主義」であるとし、「三民主義は、中国の国際的地位の平等、政治的地位の平等、および経済的地位の平等をうながし、中国をしていついつまでも世界に適者生存させるから、それで、三民主義は救国主義だ、というのであります」[39] と説明しているが、この三つの平等の精神は、修正を加えながらも、三均主義の中に取り込まれた。さらに臨時政府が中国への接近を示す過程で、一九三一年に臨時政府が南京の国民会議開催に当たって出した宣言書[40]で、趙素昂は三均主義に基づく建国原則があることを打ち出しているが、その中では三民主義の軍政時期→訓政時期→憲政開始期という革命遂行段階の理論や「自然淘汰」に基づく政治変革に触れ、それを賞賛するとともに中韓の結束を呼びかけて、中国に向けて臨時政府の路線が中国の変革と一体となりうるものであることを強くアピールしている。三均主義に対する三民主義の影響の強さは、

当時の政治状況からみれば、当然のことでもあった。臨時政府が中国に作られたこともその理由のひとつではあるが、当時の韓国にとって独立を積極的に支持し得る国家は中国くらいしか見当たらないという厳しい状況があった。[41] 理論的に見れば、孫文の三民主義中の民族主義は、そもそも民族に一律の自由と平等が与えられるべきであるという立場である。こうした民族主義の理念の下に、臨時政府は一九二一年に大韓民国臨時政府承認を孫文から引き出している。[42] 中国に歩調を合わせて独立運動を展開しようとする臨時政府のイデオローグにとって、三民主義との接合は政治的要請でもあったといえよう。

中国への傾斜は前述のように、当時の韓国から日本への留学生に共通に見られた状況であったし、そもそも上海臨時政府の設立も、韓国と類似した立場にありながらも改革をめざす中国の政治思想に拠り所を求めようとするなかで、出てきたと捉えることのできるものであった。とすれば、当時を代表する中国の政治思想家の思想が三均主義の形成に影響を与えたことは、自然の流れといえるかもしれない。但し、趙素昂には、こうした韓国の潮流のなかでもやや独自的な特徴がある。

一九〇五年の乙巳保護条約締結から一九一〇年の併合までのいわゆる愛国啓蒙運動の時代には、前述の『大韓興学報』を含め、「愛国啓蒙雑誌」と呼ばれる多くの雑誌が出版され、[43] 国家の自立自強を図るには何をなすべきかが論じられたが、そのなかで圧倒的に多く引用され、紹介されたのは、梁啓超の理論であった。[44] 梁啓超は、康有為の弟子であり、康有為と同じく日本に亡命した人物である。かれは日本で『清議報』を発刊して守旧的体制を批判し、国家の改革・強化を目指した。[45] しかし趙素昂の理論には、梁啓超よりもむしろ康有為や孫文の影響が強い。政治的には孫文は梁啓超とも親交をもち、康有為とよりも近い関係にあったと考えられるが、趙素昂の理論がこのような傾向を持つに至ったのはなぜか。

梁啓超には他の二人より西洋思想を直接的に紹介しようという傾向が強くみられた。一九〇二年に、かれは康

有為の孔子教を批判して康有為の思想とは一線を画すに至っているが、[46]それと同時に西洋の哲学者や政治思想家の学説紹介に努めている。梁啓超のこうした活動には、既存の思想を吸収し、自らの思想として示すという康有為や孫文とはやや異なる性格がみられる。自身にそのような意図があったかどうかは不明であるが、太極図のなかにすべてを盛り込もうとする超素昴の見方は孫文や康有為にそもそも近かったと考えられるのではないか。かれの思想は、韓国で学んだ伝統的思想に中国の近代思想を組み込みつつ、独自の発展を考えようとするものであった。

一方、西洋流の民主主義者のイメージが強いといわれる孫文であるが、[47]そもそも孫文の思想には「太極」を宇宙の基本元素とみる見方があり、[48]周濂溪と同様の陰陽合一、心物合一の太極についての理解を示しているとされる。また梁啓超との関係でいうならば、孫文は一九〇五年に中国同盟会の機関紙『民報』を発刊し、革命論を展開するが、これによって梁啓超らの『新民叢報』との間で論争が行われることとなった。[49]その際、『新民叢報』における梁啓超ら改良派の「開明専制」論との違いとして、「民権立憲」や「共和」、「社会主義」が『民報』の主張として挙げられている。この論争で『新民叢報』の主張はほぼ梁啓超一人によって展開されたといわれているが、[50]趙素昴は民主制を標榜することで、こうした日本における中国人内部の論争のうち、孫文の立場を選んだともみることができよう。

五　三均主義の思想的特徴

趙素昴がいつごろから共和制民主主義を理想とするようになったかは明白ではない。しかし臨時政府設立とともに、かれは一九一九年の「大韓民国臨時憲章」に示されたごとく、民主共和制をあるべき国家形態として提示

したのであった。この点ではかれの国家観は、梁啓超と異なり、孫文的である。但し、その民主共和制に至る過程で、康有為の儒教を基盤とした三世進化的な見方が採られたのであった。三均主義では平等が重視され、社会民主主義的な要素が重視されているが、そもそも康有為の『大同書』の内容中にも政治的平等はもちろん、「産界を去って生業を公にす」に現れるように、すでに経済的平等も含まれていた。さらに、康有為は梁啓超同様、立憲君主制を標榜していたと捉えられるのが通常であるが、大同の理想世界を共和制と捉えるかれの論は孫文や趙素昂と対立するものではなかったといえる。

一方、先に述べたように、三均主義の社会民主主義思想はヨーロッパの社会民主主義と異なり、民族主義的な闘争の性格をもっているが、この点は大同世界への道を「進化の法」と捉える康有為とは異なる。その背景にはやはり孫文の影響が強くみられる。一九四一年の「大韓民国建国綱領」は「復国」、「建国」に分け、さらにそれぞれを三期に分けて、国家建設を考えているが、これは前述の孫文の革命段階論に相応したものであった。三民主義と三均主義との異同については、孫文のめざしたのが「救国」であるのに対し、趙素昂がめざしたのは「世界一家」であったことが指摘されている[51]。たしかに前述の「三民主義は救国主義だ」という孫文自身の言明にみられるように、「救国」は孫文の理論を支えた精神であった[52]。しかし、孫文の「民族主義」は国家主義とは異なる[53]。排外主義ではないと同時に、他の「被圧迫民族」の解放運動との連帯の意識を強くもっていた[54]という点で、コスモポリタン的な要素を内包していた。「世界主義を提唱すべきだ」という考えに対し、孫文は「こういう道理は、いじめられている民族の口にすべきことではない。われわれいじめられている民族は、どうしてもまず、われわれ民族の自由にして平等な地位を、回復しなければならない。そのうえではじめて、世界主義を口にする資格があるのです」と述べているが[55]、これはかれの思想が「世界主義」を排除するものでなかったことを示している。趙素昂の理論も「世界一家」を掲げる一方で、「民族国家は世界構成の単位である。民族と国家を否定し

ては世界を肯定することはできない」[56]としており、各民族の消滅ではなく対等を基盤としたところに「世界一家」が建設されるという思考は、孫文と大きく異なるものではなかった。

趙素昂にせよ孫文にせよ、社会の発展型として描いた理想は、康有為の「大同世界」に類似したものであった。康有為を含めた三者の理論には、国際・国内の両面での平等を唱え、国内的な政治・経済の平等の問題を国際的な民族平等の問題と一体として考える傾向をもっていたという共通点がある。だからこそ改革・革命・独立の思想は、コスモポリタン的な性格をもち得たのであった。その点からいえば、民族主義的な闘争ないし革命を唱えた孫文や趙素昂の理論は、コスモポリタン的な性格を示すことで闘争の正義を主張するという構造をもっていたともいえる。

易学等の伝統思想に則った説明は、三均の理念をひとつの世界観として提示することで、こうした性格を示すのに役立つものであった。先の「党義図説　内方図」は、伝統思想の根強く残る社会に拒否感なく新しい改革理念を吹き込むのに役立つとともに、以下の二つの利点をもっていたと考えられる。それは第一に、三均主義を自然法則にも似た正義として提示できるということ、第二に儒教がもつ社会国家的思想を利用できるということである。

「党義図説　内方図」は、易学の概念との対応で説明され得るものであったが、その易学は朱子学に取り込まれて朝鮮朱子学の宇宙観を形成するものとなっていた。この図の中に「民族」、「政治」、「経済」、「建国」、等を書き込むことによって、三均主義は、康有為の大同思想が進化論的な法則のなかで社会の発展を示したのと同様、自然の流れとして独立運動を位置づけ、それを世界の調和の体系を形成するものとして正当化しようとしたのであった。この円が示す調和の体系はすでに朝鮮朱子学のなかに見られるものであったために、三均主義を伝統思想の延長線上にあるものとして理解せしめることを容易にしたと考えられるが、それと同時にこの図によって、

儒教がもつ道義性のなかに平等を重視した世界の変革思想は組み込まれたのであった。但し、その際、この図は民族の闘争を正当化するものとして登場したが、闘争なくして自然のうちに達成される発展を示すものと捉えられたのではなかったことに注意しなければならない。

前述のように、康有為・孫文らを見ても、かれらが主張したのは、「自由」よりも「平等」であった。康有為については、かれの思想は進化論の影響の下に形成されたと言われているし、[57] 孫文や趙素昂にもその影響は窺われる。しかし進化論は、西洋におけるように自由主義と結合したのではなく、平等な大同世界の形成という方向性をもって理解された。儒教的な仁義礼智は、社会的協調・調和を重視する点で、個人主義・自由主義よりは社会国家的な思想に親和性を有する。かれらの思想が社会民主的な性格を帯びた背景には、かれらの儒教的な思想基盤がひとつの重要な要因としてあったといえるであろう。これは一面では、政治的には植民地帝国主義と結びつく自由放任的な自由主義を否定するかれらの立場からすれば、国際的側面と国内的側面の主張の整合性を維持するためには平等を第一におかねばならないという現実的事情とも合致するものであった。

六　おわりに

三均主義は、以上のように、中国の近代思想を吸収して構成され、それを伝統思想のなかで解釈しつつ、独立運動を正当化しようとしたものであった。そしてその際、儒教的な文化基盤や国際的な民族平等の思想の主張が、国内的には社会民主主義的な路線を選択する要因として、作用したのであった。もちろんこうした要因のみならず、国家基盤の弱い社会において自由主義的な民主主義では新国家建設は困難であったという、実践的な要因も別途作用していたと考えられる。しかしいずれにせよ、ここにみた三均主義の思想的特徴は、独立運動時代を経

て、戦後の憲法制定にまで影響を与えるものとなったのであった。

ところで、実は先の「党義図説　内方図」には、ひとつの問題点がある。それは図に示された構造は循環的な世界観であるにもかかわらず、趙素昂の思想は進化論的ないし進歩主義的な世界観を示していたということである。康有為の大同論であれ、孫文の革命論であれ、循環的な構造ではなく、一定の進歩主義的傾向を示している。これはおよそこの時代の東アジアの思想にほぼ共通のものであり、そもそも「近代」思想のもつ特徴でもあった。趙素昂自身がこの矛盾をどのように自覚して「党義図説　内方図」を描いたかは明らかではない。しかし、奇しくもかれは、韓国の世界観が伝統思想を基盤としながらも、根本的な転換をしつつあることを提示したのであった。社会民主主義路線は、この矛盾を内包したままの新旧（伝統と近代）の連関のなかで選ばれた道であったということができよう。(58)

（1）　一九四八年の第一共和国憲法前文は、以下のとおりである。

「悠久なる歴史と伝統に輝くわれら大韓国民は、己未三一運動によって大韓民国を建立し世界に宣布した偉大な独立精神を継承し、今、民主独立国家を再建するにおいて正義、人道および同胞愛をもって民族の団結を強固にし、すべての社会弊習を打破し、民主主義諸制度を樹立し、政治、経済、社会、文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、能力を最高度に発揮させ、各人の責任と義務を完遂させるようにし、内には国民生活の均等な向上を期し、外には恒久的な国際平和の維持に努力し、われらとわれらの子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを決意して、われらの正当かつ自由に選挙された代表によって構成された国会において檀紀四二八一年七月一二日この憲法を制定する」。

（2）　国会本会議における兪鎮午による憲法提案理由説明。大韓民国国会発行『制憲国会速記録』一巻（驪江出版社影印一九八七年）二〇九頁以下。

（3）　「朝鮮臨時約憲」の条文は、金栄秀『韓国憲法史』学文社二〇〇三年九一六頁以下、参照。

（4）当時、特に地続きのロシア領沿海州や中国には民族運動家たちが多くわたり、次第に運動の拠点を形成していった。臨時政府はかれらによって海外に形成されていったのであった。

一九一九年三月から四月にかけての臨時政府設立への動きを簡単に紹介するならば、このとき、各地に三つの臨時政府が設立され、二つの臨時政府案が作られていた。すなわち、沿海州・黒龍州に移住した人々および亡命志士が結成して、ロシアに作られた大韓国民議会、ソウルで結成され全国一三道代表からなる国民大会で組織された漢城政府、上海のフランス租界に本国および日本、米国から愛国志士が集まり、結成した上海臨時政府の三つの臨時政府が結成され、天道教系地下政府であろうと推測されている朝鮮民国臨時政府、同じく地下政府とされる新韓民国臨時政府の二つの臨時政府案が存在していたのであった。案に終わった後者二つについては、その内容は明らかではないが、前者三つについては、いずれも三・一独立運動のもとになった独立宣言書にある民族の自由独立精神をさまざまな面で具現しているという点で共通しており、また政府幹部にもかなりの程度、重複がみられた。この三つは、まず上海臨時政府が国民議会を吸収、のち、漢城政府と合併してひとつに統合されてゆき、「大韓民国臨時政府」が生まれたのであった。

（5）以下に、大韓民国臨時憲章の全文を挙げておく。

第一条　大韓民国は民主共和制とすること
第二条　大韓民国は臨時政府が臨時議政院の決議によってこれを統治すること
第三条　大韓民国の人民は男女貴賤及び貧富の階級が無く一切平等であること
第四条　大韓民国の人民は信教言論著作出版結社集会信書住所移転身体及び所有の自由を享有すること
第五条　大韓民国の人民として公民資格の有る者は選挙権及び被選挙権が有ること
第六条　大韓民国の人民は教育納税及び兵役の義務が有ること
第七条　大韓民国は神の意思によって建国した精神を世界に発揮し、進め、人類の文化及び平和に貢献するために国際連盟に加入すること
第八条　大韓民国は旧皇室を優待すること
第九条　生命刑身体刑及び公娼制を全廃すること

第十条　臨時政府は国土回復後満一個年内に国会を召集すること

(6) この臨時議政院について、呉世昌「大韓民国臨時議政院의 役割」國史編纂委員會編『韓国史論10』第二版国史編纂委員会一九八三年二七頁以下、参照。

(7) 大韓民国臨時政府の政綱の内容は、金栄秀前掲『韓国憲法史』八七二頁、参照。

(8) 兪鎭午「우리憲法의 輪郭—十八世紀憲法과 二十世紀憲法—」(兪鎭午『憲法의 基礎理論』明世堂一九五〇年八五頁、参照。

(9) 周知のように、韓国で八月一五日は「光復節」と呼ばれているが、「光復」とは韓国語で「失った主権を取り戻すこと」を意味している。

(10) ここで記した党義各文節の前の括弧内の数字は、趙素昂「韓国独立党党義研究方法」三均学会編『素昂先生文集』上巻횃불사一九七九年一九六頁以下の記載に従ったものである。

(11) 以下、図および説明は、趙素昂前掲「韓国独立党党義研究方法」一九六頁以下による。

(12) 李允熙「趙素昂思想의 研究」三均学会編『三均主義研究論集』第六輯六一頁、参照。

(13) 李允熙前掲「趙素昂思想의 研究」六一頁、参照。

(14) 李仁哉「党義図説　外円内方図　解題」前掲『三均主義研究論集』第一〇輯二〇四頁以下。

(15) 李仁哉前掲「党義図説　外円内方図　解題」二〇六頁以下、参照。

(16) 別表(前掲『三均主義研究論集』各輯冒頭に掲載のものより転載)は、本論文の末尾に掲載した。

(17) 趙素昂「韓国独立党　党義解釈」三均学会編前掲『素昂先生文集』上巻二一七頁以下。

(18) 趙素昂前掲「韓国独立党　党義解釈」二一五頁。

(19) 趙素昂前掲「韓国独立党　党義解釈」二一六頁以下。

(20) 趙素昂前掲「韓国独立党　党義解釈」二一七頁。

(21) 金照眞「趙素昂의 政治思想—民族主義、社会民主主義、宗教的性格을 中心으로—」(国防大学院修士論文)一九九一年(前掲『三均主義研究論集』第一二輯所収)一三〇頁、参照。

(22) 趙素昂の生涯については、三均学会編『素昂先生文集』下巻횃불사一九七九年四八一頁以下の「年譜」のほか、

成炳卓「韓国民主社会主義の一つの流れ－趙素昂と三均主義－」前掲『三均主義研究論集』第一四輯四九頁以下、愼鏞廈「趙素昂의 社会思想과 三均主義」前掲『三均主義研究論集』第二三輯四九頁以下、等、参照。

(23) 大韓興学会は、それまでいくつもに分かれていた留学生団体を統合するものとして、一九〇九年に設立された。『大韓興学報』という雑誌をほぼ毎月刊行していたが、抗日的性格が強かったといわれ、一九一〇年に日本の手によってその活動の中止を余儀なくされている。

(24) 一九一九年二月に満州で発表された「大韓独立宣言書」の全文は、三均学会編前掲『素昂先生文集』上巻二二九頁以下、参照。

(25) 趙素昂「回顧」三均学会編前掲『素昂先生文集』下巻一六七頁、参照。

(26) 成炳卓前掲「韓国民主社会主義の一つの流れ」四八頁以下によれば、二〇年代後半の沈滞状況を打開するために「民族唯一党」が結成されるが、「韓国独立党」のできる以前、趙素昂はこの「民族唯一党」の運動を三均主義理念で理論武装しようとした。なお、趙素昂は一九二七年に三均主義を公式に発表したといわれている（金鎬逸「大韓民国臨時政府의 教育思想－建国綱領에 나타난 三均主義를 中心으로－」国史編纂委員会編前掲『韓国史論10』一八六頁、「年譜」三均学会編前掲『素昂先生文集』下巻四九五頁、参照）。

(27) 三均主義はそれまで韓国独立党の党綱であったが、一九四一年一一月に臨時政府が正式に採択し、建国綱領として公布した（金鎬逸前掲「大韓民国臨時政府의 教育思想」一八七頁、「年譜」三均学会編前掲『素昂先生文集』下巻五〇四頁、参照）。

(28) この点について、拙稿「韓国憲法思想における『近代経験』」「社会体制と法」研究会編『社会体制と法』第六号三八頁、参照。

(29) 趙鏞殷「信教論」大韓留学生会学報第一号三二頁（『大韓留学生会学報』は、亜細亜文化社から韓国学文献研究所編『韓国開化期学術誌』シリーズの一つとして一九七八年に復刻版が出ている）。

(30) 嘯卯生「学生論（上）」大韓興学報第四号一三頁（『大韓興学報』も、『大韓留学生会学報』と同様、亜細亜文化社から韓国学文献研究所編『韓国開化期学術誌』シリーズの一つとして一九七八年に復刻版が出ている）。

(31) 嘯卯生「甲辰以後列国大勢의 変動을 論함」大韓興学報第一〇号八頁、参照。

(32) 山口一郎「康有為（一八五八―一九二七）」東京大学中国哲学研究室編『中国の思想家』下巻勁草書房一九六三年七四四頁以下、参照。なお、康有為と公羊学の関係の分析は竹内弘行『中国の儒教的近代化論』研文出版一九九五年六七頁以下に詳しい。

(33) 山口一郎前掲「康有為（一八五八―一九二七）」七四五頁、参照。

(34) 『大同書』の内容は、その抄訳である坂出祥伸『大同書』明徳出版社一九七六年、参照。

(35) 趙素昂「韓国独立党　党義解釈」三均学会編前掲『素昂先生文集』上巻二二二頁。

(36) 一九〇六年の「民報」一周年記念大会で行われた孫文の講演は、一般に「三民主義と中国民族の前途」ないし「三民主義と中国の前途」という題名が付けられている。しかしこれはのちに付けられたタイトルで、「三民主義」の名称が確立するのは、一九一〇年頃のことであるといわれている（小野川秀美・貝塚茂樹「孫文と毛沢東」『世界の名著　64　孫文　毛沢東』中央公論社一九六九年七頁、参照）。

(37) 以上の孫文や戴季陶との関係について、洪善憙『趙素昂思想―三均主義의 定立과 理論体系―』太極出版社一九七五年四三頁、参照。

(38) 孫文からの影響を指摘するものとして、朴海憙「大韓民国臨時政府의 建国思想―三均主義의 理論体系―」石堂論叢第二一輯三六三頁、洪善憙前掲『趙素昂思想』四二頁以下、崔忠植「三均主義와 三民主義」前掲『三均主義研究論集』第七輯二二頁以下、等、多数。但し、洪善憙は、一九二〇年以降、趙素昂は三民主義に批判的になっており、三民主義を超えたより進歩的な路線をとるようになっているとする（洪善憙前掲『趙素昂思想』四四頁）。

(39) 孫文「三民主義」前掲『世界の名著　64』七四頁。

(40) この宣言書は、中国在住の韓国人に対する支援を求めて南京国民会議に出されたものであり、趙素昂が起草した。原文は、大韓民国文教部国史編纂委員会編『韓国独立運動史　資料2　臨政篇II』探求堂（翻刻発行）一九七一年二一六頁以下、参照。

(41) この点について、拙稿前掲「韓国憲法思想における『近代経験』」四二頁、参照。臨時政府はパリ講和会議による民族自決主義に基づく独立をめざし、パリ講和会議で独立を承認させ、また国連加盟をも取り付けようとしたが、失敗した。列強はいずれも積極的な支援は与えなかった。フランスは、市民革命の精神から同情的ではあったが、上

海フランス租界での臨時政府の活動を黙認するにとどまった。ソ連は、当初、東方勢力の拡張のためにも韓国の抗日運動を積極的に支援したが、一九二五年に日本がソ連を承認したのちは、日本の東北アジア地域での既得利益を承認するようになり、韓国独立運動に対しては沈黙を守るようになった。ただし、国民党政府も、基本的に日本との対立を顕在化せずに内政を安定させようというスタンスをとっていた。中韓の共同意識が形成されるのは、ようやく、一九三七年、盧溝橋事件による日中戦争の勃発以降のことであった。

(42) 秋憲樹「大韓民国臨時政府와 中国과의 関係」国史編纂委員会編前掲『韓国史論10』二八五頁、参照。

(43) 愛国啓蒙雑誌のうち、日本で作られた留学生団体の発行した雑誌の思想に関しては、拙稿「韓国立憲国家論の源流－一九〇五～一九一〇年の留学生雑誌を素材に－」樋口陽一・上村貞美・戸波江二編『栗城壽夫先生古稀記念　日独憲法学の創造力』下巻信山社二〇〇三年一五九頁以下、参照。

(44) 梁啓超が韓国の思想に与えた影響については、佐々木充昭「韓末における『強権』的社会進化論の展開」朝鮮史研究会論文集第四〇集一八三頁以下に詳しい。当時、梁啓超の論説を掲載した韓国の雑誌記事、かれの著作の韓国語訳文献も網羅的に調査され、紹介されている。

(45) 梁啓超の思想については、狭間直樹編『共同研究　梁啓超－西洋近代思想受容と明治日本－』みすず書房一九九九年、愼連縡「동아시아 3국의 社会進化論受容에 관한 研究－加藤弘之、梁啓超、申采浩의 사상을 중심으로－」（ソウル大学大学院外交学科　博士学位論文）一九九〇年、土屋英雄編『現代中国の人権－研究と資料－』信山社一九九六年三六頁以下、等、参照。

(46) 佐藤震二「梁啓超（一八七三－一九二九）」東京大学中国哲学研究室編前掲『中国の思想家』下巻八〇一頁、参照。『新民叢報』第二号の「保教は孔を尊ぶ所以に非ざる論」のなかで、かれは康有為の保教運動を批判した。

(47) 堀川哲男『孫文』（『人類の知的遺産　63』）講談社一九八三年一七頁以下、参照。

(48) この点について、崔忠植前掲「三均主義와 三民主義」二五頁、参照。

(49) 堀川哲男前掲『孫文』一〇五頁以下、参照。

(50) 堀川哲男前掲『孫文』一〇九頁、参照。

(51) 権寧建「三均主義의 理論体系」前掲『三均主義研究論集』第一輯五七頁。なお、ここでは三民主義と三均主義

の異同について、「民族・民権・民生」のうち、「民権主義」と三均主義の「政治的均等」が同じだけだと捉えられている。

(52) 堀川哲男前掲『孫文』五頁、参照。

(53) 堀川哲男前掲『孫文』六頁は、「彼の掲げる民族主義は、国粋主義・国家主義・国権主義とは厳に区別されなければならない。彼のいう〝国〟とは支配の道具としての国家ではなく、民衆の集合としての国家であった」とする。

(54) 堀川哲男前掲『孫文』一六頁、参照。

(55) 孫文前掲「三民主義」一三三頁以下、参照。

(56) 趙素昂前掲「韓国独立党　党義解釈」二二二頁。

(57) 竹内弘行前掲『中国の儒教的近代化論』八四頁、山口一郎前掲「康有為（一八五八―一九二七）」七四六頁、等、参照。

(58) 但し、この路線は、戦後の朝鮮半島の分断、李承晩の反共政策のなかでは、限定的なものにならざるを得なかった。この点については、拙稿前掲「韓国憲法思想の近代経験」四五頁以下、また同「韓国初期憲法論の特徴とその比較法史的位置づけ」アジア法学会・名古屋大学法政国際教育協力研究センター（ＣＡＬＥ）編『アジア法学会報告集　アジア法研究の展開』二〇〇五年二月五八頁以下、参照。

別表　1

三均制度人与人族与族国与国均等体系表

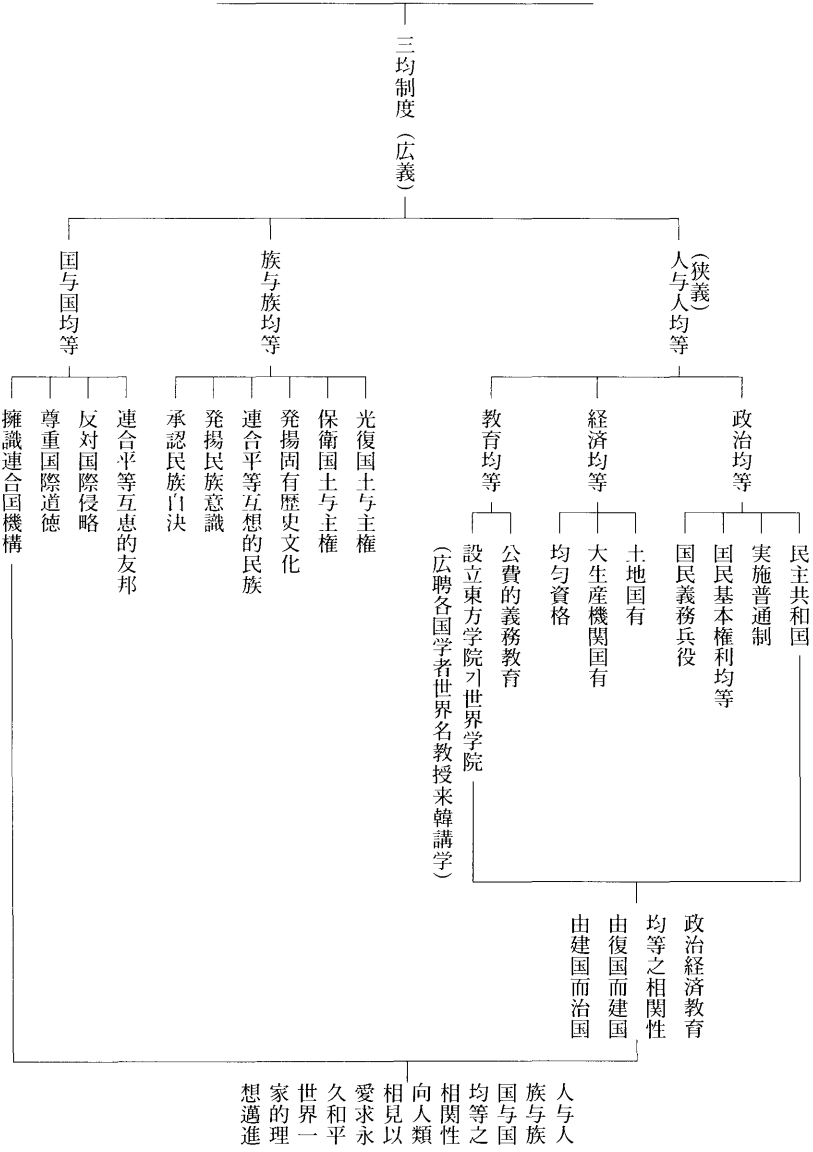

別表　2

三均制度（狭義）政治経済教育均等体系表

安無傾　和無寡　均無貧

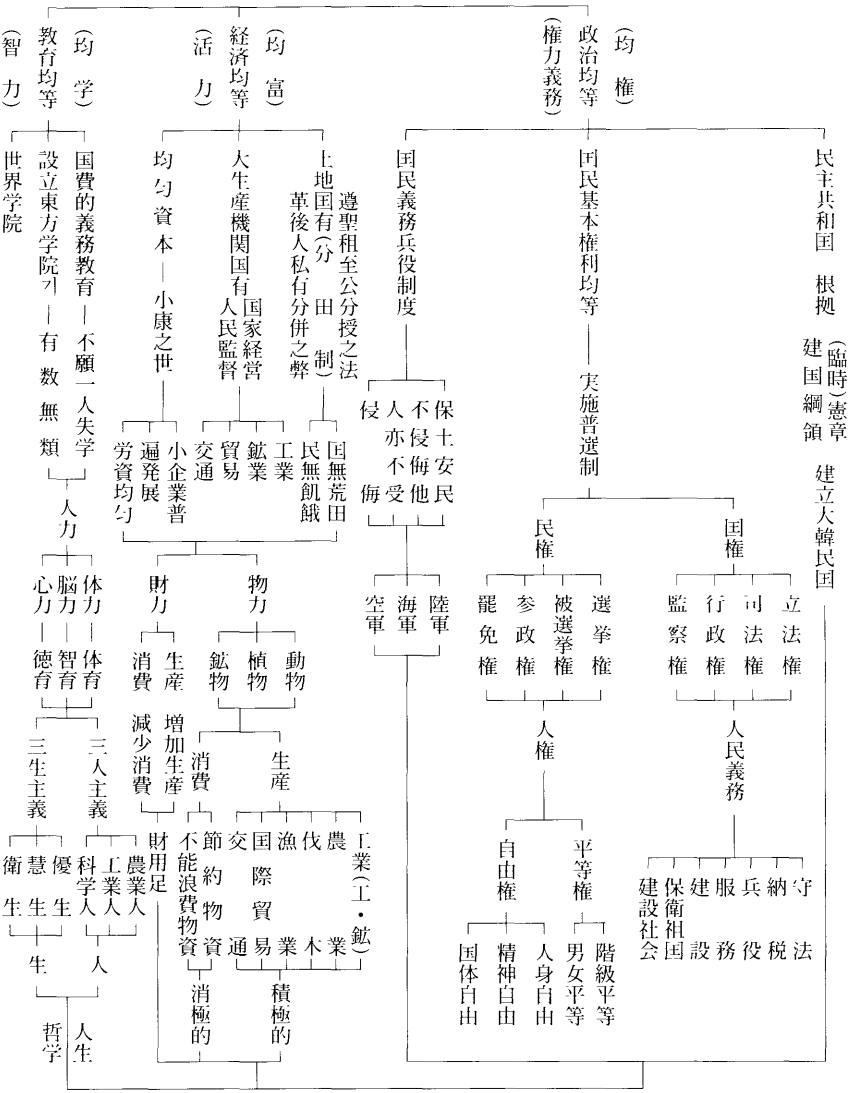

想之一世実進兼自治国由建国由理家界現而受愛国而建国而復